【資料４】

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年３月11日
官庁営繕部計画課

公共建築工事積算基準類の改定
～雇用に伴う必要経費の確保に向けて～

国土交通省では、専門工事業者等の諸経費の率や一般管理費等率を見直しするなど、積算基準類の改定を行いました。
本改定内容は、令和８年４月以降に入札手続きを開始する官庁営繕工事に適用します。

１．今回改定した技術基準一覧

・公共建築工事標準単価積算基準
・公共建築工事共通費積算基準
・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
・公共建築工事積算基準等資料

２．主な改定概要

（１）公共建築工事標準単価積算基準
・実態調査の結果を踏まえ、専門工事業者等の諸経費の率を見直し（別紙参照）
・電気設備工事の絶縁ケーブルについて、単位施工単価を設定（別紙参照）

（２）公共建築工事共通費積算基準
実態調査の結果を踏まえ、一般管理費等率を見直し（別紙参照）

（３）その他
上記基準類の詳細な運用について追記　等

３．普及・促進に向けた今後の取組

○ 本改定内容は、地方整備局等へ通知するとともに、都道府県・政令指定都市へ参考送付します。
○ 各種会議や公共建築相談窓口における個別相談対応等、様々な機会を捉えて他の公共発注機関に対し広く情報提供することで、普及・促進を図ります。

※ その他の詳細については、以下の官庁営繕部の HP をご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

＜問合せ先＞
大臣官房 官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室
営繕積算高度化対策官　神鳥（内線 23243）
営繕技術専門官　福田（内線 23244）
代表：03-5253-8111　直通：03-5253-8236

公共建築工事積算基準類の改定～雇用に伴う必要経費の確保に向けて～

国土交通省

別紙

公共建築工事積算基準による工事費の構成

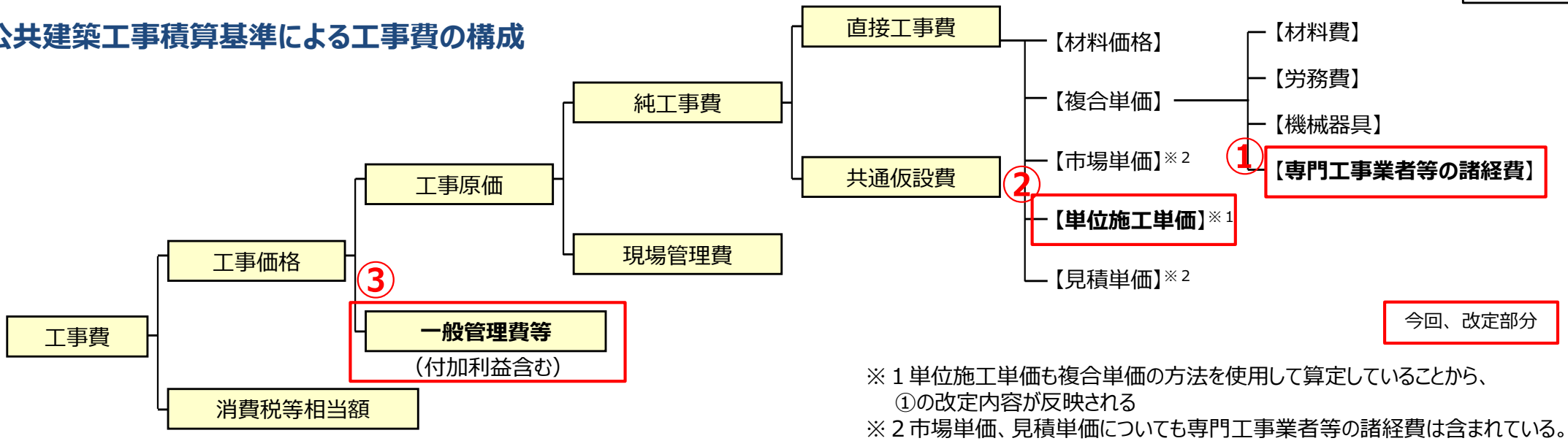

※1 単位施工単価も複合単価の方法を使用して算定していることから、
①の改定内容が反映される

※2 市場単価、見積単価についても専門工事業者等の諸経費は含まれている。

①専門工事業者等の諸経費の率の見直し

○実態調査を実施し、諸経費の率を改定。

○工種ごとに定めていた率を、
「材料費・運搬費及び消耗材料費等」と「労務費」のそれぞれに全工種共通の率を設定することに改める。

「雇用に伴う必要経費」が確保されていることが、発注者の積算において明確になる

②新たな単位施工単価の設定

○歩掛り調査を実施し、令和7年12月に導入した鉄筋（ガス圧接含む）、型枠に続き、
「絶縁ケーブル」について、
単位施工単価を追加導入。

③一般管理費等率の見直し

○業界団体の協力を得て、実態調査を実施。
経営事項審査の審査結果も活用し、一般管理費等率について改定。

○**建築工事、電気設備工事、機械設備工事等で分かれていた算定式等を一本化。**

①専門工事業者等の諸経費の率の見直し

○専門工事業者等の諸経費の率

率を乗ずる標準歩掛りの対象	率
労務費(労)	42～52%
材料費、消耗材料費等(労以外)	9～13%

労務については、
【設計労務単価】×【歩掛りの所要量】×【（労）の諸経費の率】
により諸経費を算出

材料等については、
【材料等の単価】×【歩掛りの所要量】×【(労以外)の諸経費の率】
により諸経費を算出

○歩掛りの表の例（型枠の場合）

普通合板型枠（ラーメン構造 地上軸部　階高3.5～4.0m程度）　（1m^{2}当たり）

名称	摘要	単位	所要量	率を乗ずる歩掛りの区分	備考
合板（表面加工品）	型枠用　900×1,800×12t	m^2	1.08	労以外	25%
型わく工		人	0.15	労	
普通作業員		人	0.02	労	
補助材（構成材）		式	1	労以外	（労＋材）×20%
諸経費		式	1	－	

合計して、
専門工事業者等の
諸経費を算出

（注）１．備考欄の数値は、１現場当たり損料率を示す。
２．コンクリート打設時の型枠点検及び保守を含む。
３．補助材には、さん材、角材、緊張材、支保材（補助サポート含）、はく離剤、簡易な目地棒（水切り目地等）・面木（打放し）を含む（目地棒（化粧目地、打継目地、誘発目地）、大面木は含まない）。
４．歩掛には、工場加工及び現場加工並びに現場施工を含む。

②「単位施工単価」 電気設備工事(絶縁ケーブル)

絶縁ケーブル

○細目工種と単価の種別

種　　別	細　　目	摘　　要	単位
シフト単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシーズケーブル平形（EM-EEF) 二重天井内,二重床内,ピット内及びトラフ内配線 1.6㎜-2C	m
シフト単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシーズケーブル平形（EM-EEF) 二重天井内,二重床内,ピット内及びトラフ内配線 2.0㎜-2C	m
シフト単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシーズケーブル平形（EM-EEF) 二重天井内,二重床内,ピット内及びトラフ内配線 1.6㎜-3C	m
ベース単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシーズケーブル平形（EM-EEF) 二重天井内,二重床内,ピット内及びトラフ内配線 2.0㎜-3C	m

○ベース単価の歩掛り

600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシーズケーブル平形（EM-EEF)
二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線

細　目	摘　要	単位	材　料	雑材料	電工 [人]	諸経費	備考
			600Ｖ絶縁ケーブル [m]				
600V絶縁ケーブル	2.0㎜-3C	m	1.15	1式 (材料価格×0.03)	0.017	1式	
率を乗ずる歩掛りの区分			労以外		労		

③一般管理費等率の見直し

国土交通省

表　一般管理費等率（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	３百万円以下	３百万円を超え３０億円以下	３０億円を超える
一般管理費等率	２０．１１％	一般管理費等率算定式により算定された率	９．３４％

算定式

$Gp = 32.597 - 3.591 \times \log_{10}(Cp)$

ただし、Ｇｐ：一般管理費等率（%）

Ｃｐ：工事原価（千円）

注１．Ｇｐの値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

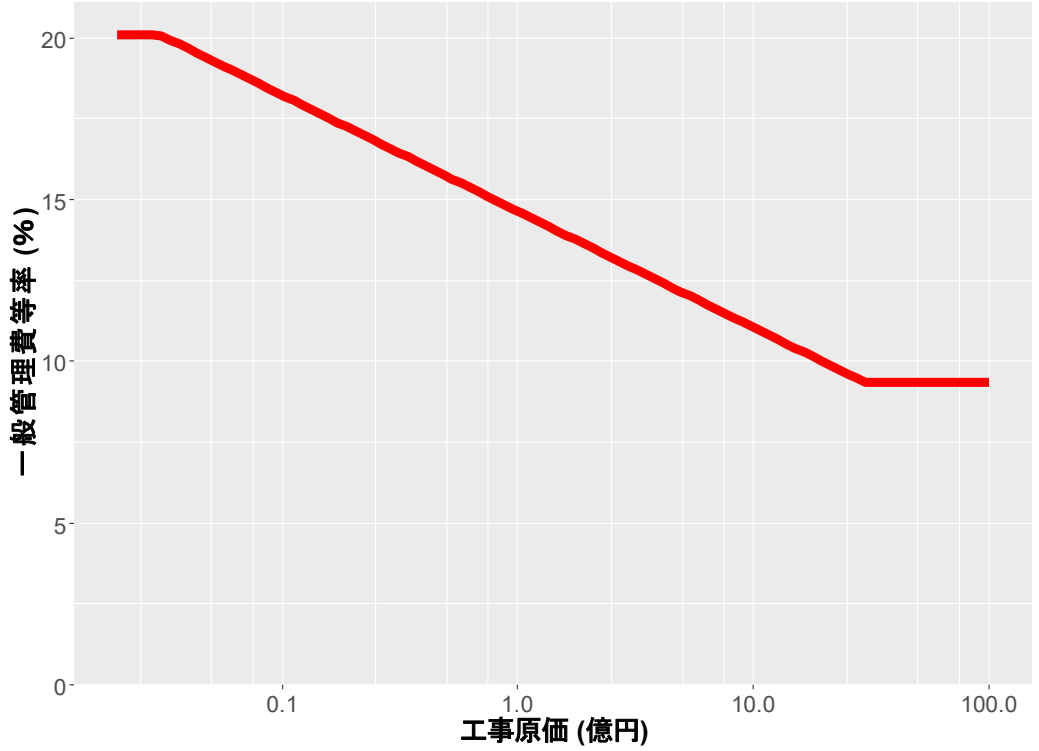

（参考）労務費等の内訳が把握可能な新しい方式の積算単価「単位施工単価」の導入

国土交通省

○第三次・担い手３法に基づき、建設工事の請負契約において、適正な水準の労務費（賃金の原資）を確保することを目的とし、中央建設業審議会より**「労務費に関する基準」**が勧告された。（令和7年12月）

○公共工事の発注者には、民間工事が大半を占める建築工事において実勢価格を的確に把握するために導入された市場単価（労務費、材料費、機械器具費、下請経費等が一式となった単価）についても、その内訳把握が求められている。

▼

○複合単価と市場取引の調査結果を組み合わせた新しい積算単価**「単位施工単価」**を導入。労務費等の内訳が把握可能に。

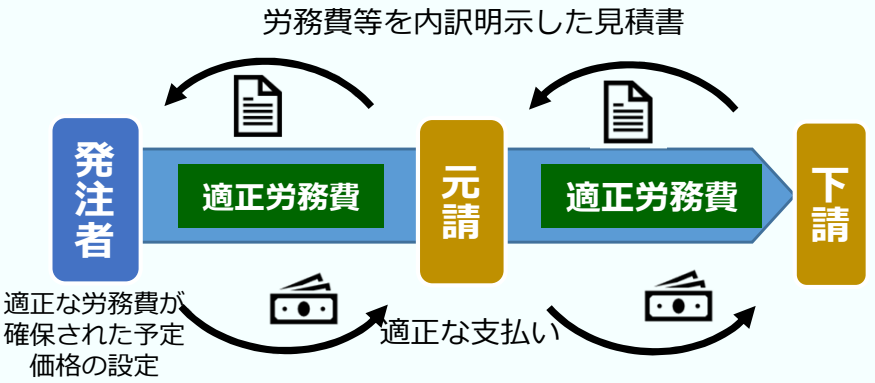

労務費等の内訳を把握可能な新しい積算単価を導入

公共工事設計労務単価水準の賃金を**労務費に関する基準で担保**

図出典：中央建設業審議会（令和7年12月２日）資料を加工

単位施工単価

○代表的な規格・仕様の単価（ベース単価）

・複合単価（単価×歩掛り）の手法により算定。

・専門工事業者等の協力を得て、歩掛り調査※を実施。

※調査結果については、作業休止時間や手待ち時間等を考慮して分析

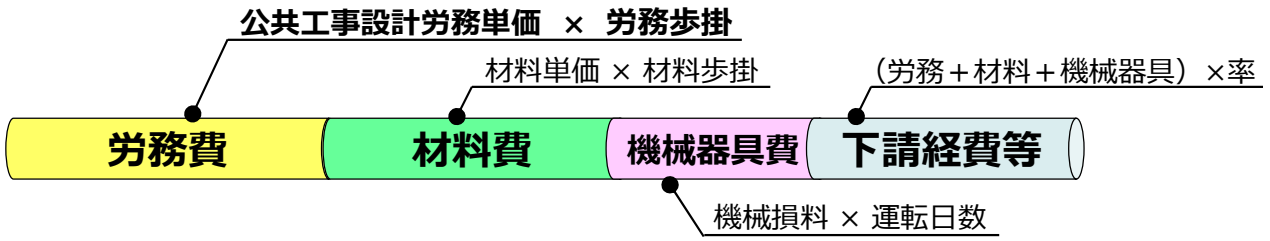

○その他の規格・仕様の単価（シフト単価）

・元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果を活用し、ベース単価を調整して算定。

・その内訳の労務費相当額は、ベース単価の労務比率より算出可能。

歩掛り調査にはデータの収集分析に時間と労力を要する課題があるため、代表的な規格・仕様を対象に実施。
市場取引の調査結果を活用し、さまざまな規格・仕様の単価を整備。

公共工事設計労務単価水準の労務費（賃金の原資）が確保されていることが、発注者の積算において明確になる

労務費等の内訳が把握可能な新しい方式の積算単価「単位施工単価」の導入（2）

国土交通省

単位施工単価の「ベース単価」及び「シフト単価」とは

各工種における代表的な規格・仕様の積算単価（ベース単価）は、
複合単価の手法により労務や材料等の各地域の単価と歩掛りから、労務費や材料費等を積み上げて算定。

工種			規格･仕様	単位	札幌	東京	･･･
型枠	シフト単価	普通合板型枠	基礎部	㎡	YYYY	YYYY	･･･
	シフト単価	普通合板型枠	地下軸部　階高5.0m程度	〃	YYYY	YYYY	･･･
	シフト単価	普通合板型枠	ラーメン構造　地上軸部　階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	･･･
	ベース単価	普通合板型枠	ラーメン構造　地上軸部　階高3.5～4.0m程度	〃	YYYY	YYYY	･･･
	シフト単価	普通合板型枠	壁式構造　地上軸部　階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	･･･
	シフト単価	打放し合板型枠	ラーメン構造　地上軸部　B種　階高3.5～4.0m程度	〃	YYYY	YYYY	･･･
	シフト単価	打放し合板型枠	ラーメン構造　地上軸部　C種　階高3.5～4.0m程度	〃	YYYY	YYYY	･･･
	シフト単価	打放し合板型枠	壁式構造　地上軸部　B種　階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	･･･
	シフト単価	打放し合板型枠	壁式構造　地上軸部　C種　階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	･･･

その他の規格・仕様の単価（シフト単価）は、
元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づき、ベース単価を調整して算定。
シフト単価は「物価資料」の掲載価格によることを基本。

【算定式】

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

（参考）物価資料にはベース単価についても価格を掲載

単位施工単価を導入する工種

令和7年12月、**鉄筋（ガス圧接含む）、型枠**について、公共建築工事標準単価積算基準に単位施工単価を導入。令和8年3月、**絶縁ケーブル**について追加導入。他の市場単価の工種についても、単位施工単価の導入に向けて、順次、調査・分析中。